

旭川医科大学における論文のオープンアクセス支援制度実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学における論文のオープンアクセス支援制度実施規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における論文のオープンアクセス支援制度実施規程の一部を改正する規程（令和6年旭医大達第145号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第6条 OA出版分担金は、原則として<u>教員基盤経費</u>から支出することとする。ただし、研究者が支出予算を指定する場合には、この限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第9条 本制度の事務は、<u>研究・学術情報課</u>が行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第6条 OA出版分担金は、原則として<u>教員研究費</u>から支出することとする。ただし、研究者が支出予算を指定する場合には、この限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第9条 本制度の事務は、<u>図書館情報課</u>が行う。</p> <p>(略)</p>

